

<令和7年度4月入園 市立幼稚園就労支援型預かり保育に係る申込案内>

1. 入園資格

- (1) 住所要件：令和7年4月1日時点で高槻市内に住所を有していること。
- (2) 対象児童：

3歳児	令和3年4月2日から令和4年4月1日までに生まれた幼児
4歳児	令和2年4月2日から令和3年4月1日までに生まれた幼児
5歳児	平成31年4月2日から令和2年4月1日までに生まれた幼児

- (3) 保育要件：「5. 実施基準」で定める要件を有していること。

※幼稚園・認定こども園の1号（教育）、認可保育施設（保育所等）、高槻認定こども園分室（年度利用保育）との併願が可能です。

2. 選考の申込期間等

- (1) 申込期間：令和7年2月4日（火）～2月14日（金）

※上記期間中、窓口は完全予約制です。予約の受付は1月31日（金）午前8時45分から開始します。当日、予約無しでの受付は原則行いませんのでご注意ください。

- (2) 受付時間： 8：50開始～16：30開始の11コマ（1コマ30分間）を予定
- (3) 受付場所： 保育幼稚園事業課（高槻市役所総合センター7階）
※郵送での申込みも可能。但し、書類不備の無い状態で申込期間必着のものに限ります。万が一、不備等があった場合でも連絡等はいりません。
※不備があった場合は、4月選考にはかけられませんのでご了承ください。
- (4) 選考方法： 定員を超過した申し込みがあった場合、高槻市保育の利用選考基準に準じて利用調整（選考）を行います。
- (5) 選考結果：令和7年3月10日頃に郵送します。電話での回答も同日以降に行います。
4月選考については、3月14日までに辞退・退園等があった場合、2月14日までに申し込みがあった方の中から、繰上げ当選を行います。なお、繰上げ当選の連絡は3月15日以降になる場合もあります。

3. 預かり保育の実施時間等

- (1) 実施時間：午前8時から午後6時まで（※延長保育はありません）
- (2) 実施日：月曜日～金曜日 又は 月曜日～土曜日
※幼稚園の夏季・冬季・春季休業日も保育を実施します。
※月曜日～土曜日の預かり保育は、「6. 必要書類」において土曜日の保育が必要であることが確認できる場合のみ利用できます。
- (3) 留意事項：
・預かり保育では給食は実施されません。お弁当の持参が必要です。
・行事等への協力依頼がなされる場合があります。
・参加は任意となりますが、PTA活動を行っています。
・芥川幼稚園は令和8年度より認定こども園化する予定です。

4. 預かり保育の定員

	3歳児	4歳児	5歳児
芥川幼稚園	8人	12人	20人
西大冠幼稚園	8人	17人	25人

募集人員は、定員から持ち上がりの人数を除いた数となります。

5. 実施基準

保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です（教育・保育給付認定の2号認定の要件を満たしている必要があります）。

- 1ヶ月に64時間以上の就労又は就学を常態とすること。
- 出産予定日6週間前（多胎児の場合14週前）から産後8週間経過後の翌日が属する月末までであること。（※入園期間は、産前休暇の開始日が属する月の1日から産後休暇の満了日が属する月の末日まで。）
- 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 同居の親族（長期入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- 求職活動を継続的に行っていること。（※入園期間は、入園日が属する月の翌月末まで。ただし、他の実施基準を満たすようになった場合を除く。）
- その他、高槻市教育委員会が認める事由に該当すること。

6. 必要書類

(1) 入園・預かり保育申込書（様式第1号）

(2) 入園・預かり保育申込書＜別紙＞

(3) 教育・保育給付認定申請書

(4) 要件書類（保護者それぞれの分が必要）

『就労証明書』・『就学状況証明書』・『母子手帳』・『病気・障がい状況証明書』・『介護・看護状況証明書』・『求職活動申立書』

※保育所等の選考と共通の様式。保育所等の申込み時に提出したものから変更がない場合は、追加提出は不要です。上記以外の要件で申込む場合は、ご相談ください。

※保護者以外で18歳以上65歳未満の同居する直系親族がいる場合、当該同居人の要件書類も合わせて提出いただくと、選考上の不利（2点減点）がなくなります。

(5) 発育状況調書

(6) 保育を希望する児童の母子手帳

(7) 令和6年度の課税状況確認書類（令和6年1月2日以降に高槻市に転入された方、及び4月1日までに高槻市に転入予定の方のみ）

保護者それぞれについて、下記①～③のいずれか1通を提出してください。

- ① 市・府民税（所得・課税）証明書
- ② 市民税府民税納税通知書
- ③ 市民税府民税特別徴収額通知

(8) 世帯の状況を示す書類（該当する世帯のみ）

ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、生活保護受給世帯に該当する場合は、それを示す書類を提出してください。

上記(1)～(5)の様式は、芥川・西大冠幼稚園及び保育幼稚園事業課で配布を行っている他、市ホームページからもダウンロード可能です。

＜高槻市⇒子育て・教育⇒保育所・幼稚園など⇒入園案内⇒令和7年度高槻市立幼稚園・認定こども園（1号認定）の入園案内＞ ※市ホームページ ID 検索：005332

※申込内容に変更があった場合や取下げを希望する際は『預かり保育の申込内容変更申請書』を、給付認定に変更があった場合は『教育・保育給付認定申請書』を提出してください。

7. 保育料

保育料無償化により、教育・保育給付認定の2号認定の有効期間内は、利用者負担額・預かり保育料は無償化されます。ただし、別途教材費等、園が必要と定めた費用がかかります。

8. 留意事項

「5. 実施基準」の要件（2号認定の要件）に該当しなくなった場合、預かり保育の利用は出来なくなります。ただし、通常保育に空きがある場合は、コース変更を行うことができます。